

## 横浜市立大学 FD・SD に関する基本方針

令和5年2月1日制定

横浜市立大学（以下、「本学」という）は、国際都市横浜と共に歩み、教育・研究・医療分野をリードする役割を果たすことをその使命とし、社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学を目指している。本学の基本方針にも掲げる「横浜から世界へ羽ばたく」人材育成を推進し、学修者本位の教育を実現するために、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）・スタッフ・ディベロップメント（以下、「SD」という。）活動を実施する。本学におけるFD・SD活動は、本学教職員および指導補助者（以下、「教職員等」という。）に必要とされる知識・技能の習得や、能力・技能の向上、授業内容・方法の改善のための研修等を行い、組織的かつ体系的に教育の質の改善・向上を図るものとする。その活動の実施のための基本方針を次の通り定める。

### 1 実施方針

- (1) FD活動は、教職員等が教育方法・学修方法・カリキュラム全体を理解し、各学部及び研究科（以下、「各部局」という。）が定めた学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示した人材の育成に向けて、教職員等の能力・資質の向上を図り、体系的に実施する。
- (2) SD活動は、本学の教育研究活動等の適切かつ効率的な運営のため、教職員としての職務に必要な能力・資質の向上を図り、体系的に実施する。
- (3) 上記のほか、FD・SDの企画・実施にあたっては、各部局の要望、教学IR活動での分析結果から抽出された課題の改善、本学を取り巻く社会的な状況などを考慮しつつ実施するものとする。
- (4) アンケート等を用いてその内容・方法・効果等を自己点検・評価し、改善を図るものとする。
- (5) FD・SDの活動状況等については、適宜ウェブサイト等を通じて学内外へ広く発信する。

### 2 実施体制

- (1) 全学組織の高等教育推進センターFD・SD部門は国際総合科学群及び医学群のFD・SD活動状況等を取りまとめ、全学的にFD・SD活動を推進する。合わせて全学規模で行うFD・SDの企画・実施・検証を行う。
- (2) 国際総合科学群及び医学群の各FD・SDにかかる委員会において、FD・SDの企画・実施・検証を行う。

### 3 対象者

- (1) FD・SDの対象は、本学の教育にかかる教職員および指導補助者とする。
- (2) 附属病院や関連施設に所属する教職員に対しても必要に応じて、その職員の職務に必要な能力・資質の向上を図るために、FD・SD活動を実施する。